

早島町告示第 194 号

公募型プロポーザル実施告示

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり提案を募集する。

令和 7 年 9 月 24 日

早島町長 佐 藤 博 文

早島町町制施行 130 周年記念式典及び早島駅周辺地域交流施設竣工式並びに 記念イベント企画運営業務公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 目的

早島町は、令和8年 2 月 26 日に町制施行 130 周年を迎え、記念式典を挙行します。また、令和 7 年度末に早島駅周辺地域交流施設の竣工を予定しており、竣工式及び記念イベントを開催する予定です。

この要領は、130 周年記念式典及び早島駅周辺地域交流施設竣工式並びにその記念イベントを実施するにあたり、十分な経験とノウハウに関する専門性が求められるため、これら業務の受託者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものです。

(2) 業務名

早島町町制施行 130 周年記念式典及び早島駅周辺地域交流施設竣工式並びに記念イベント企画運営業務

(3) 業務内容

- ①町制施行 130 周年記念式典(令和 8 年2月 26 日(木))開催に係る業務一式
 - ②早島駅周辺地域交流施設竣工式(令和 8 年3月 28 日(土))開催に係る業務一式
 - ③竣工式後の記念イベント(令和 8 年3月 28 日(土))開催に係る業務一式
- ※詳細は別紙仕様書のとおり

2. 提案上限額(消費税及び地方消費税を含む。)

3,250,000 円

※提案上限額を超えた提案は失格とする。

3. 参加資格

企画提案の告示日から候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民間企業、シルバー人材育成センター、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づく特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者(宗教法人、政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。)であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は、その申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 令和 7 年度・令和 8 年度早島町入札参加資格者名簿で「役務」に登録がある者。
- (5) 過去 5 年以内に本契約と同種契約において、契約を適正に履行した実績を有すること。

4. 日程

- (1) 質問受付: 令和 7 年 10 月 6 日(月)午後 5 時までに提出
- (2) 質問回答: 令和 7 年 10 月 8 日(水)午後 5 時までに回答
- (3) 参加申込書提出: 令和 7 年 10 月 10 日(金)午後 5 時までに提出
- (4) 提案書提出: 令和 7 年 10 月 17 日(金)午後 5 時までに提出
- (5) 提案書の説明: 令和 7 年 10 月 23 日(木)

5. 提案参加手続について

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり「参加申込書」等を提出すること。

(1) 仕様書、様式等の配布期間及び場所

① 配布期間

本告示の日から令和 7 年 10 月 6 日(月)(閉庁日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

② 配布場所

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 360 番地 1

早島町企画総務部企画課

電話番号 086-482-0612

なお、早島町ウェブサイトからダウンロードすることができる。

https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/machizukuri_kikaku/bosyu/bosyu/5407.html

(2) 提出書類

① 参加申込書(様式 1) 1 部

② 暴力団排除に係る誓約書(様式 2) 1 部

(3) 提出方法

・持参又は郵送で提出すること。

・持参の場合の受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで(閉庁日を除く。)とする。

・郵便の場合、書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとする。

(4) 提出先

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 360 番地 1
早島町企画総務部企画課

(5) 提出期限

令和 7 年 10 月 10 日(金)

※郵送で提出する場合は、期限内での必着とする。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込書を提出した者が参加を辞退する場合は、辞退届(様式 3)を令和 7 年 10 月 17 日(金)午後 5 時まで(持参又は郵送(必着))で提出すること(閉庁日を除く)。

6. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書(様式 4)により、メールにて提出すること。メールの件名は「プロポーザル(記念式典等)の質問について」とすること。

※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

送信先:kikaku@town.hayashima.lg.jp

(2) 提出期限

令和 7 年 10 月 6 日(月)午後 5 時まで

(3) 回答方法

令和 7 年 10 月 8 日(水)午後 5 時まで(持参又は郵送(必着))で提出すること(閉庁日を除く)。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類等

①企画提案書提出届…(様式 5) 1 部

②会社概要…(様式 6) 1 部

③業務実績調書…(様式 7) 1 部

④企画提案書…【任意様式】 正本 1 部、副本 7 部

⑤見積書…(様式 8) 1 部

※見積書には積算根拠となる内訳書(任意様式)を添付すること。

⑥上記①から⑤のデータを記録したCD-R 1 部

⑦電子ファイル持込に関する誓約書(様式 9) 1 部

(2) 提出方法

・持参又は郵送で提出すること。

・持参の場合の受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで(閉庁日を除く。)とする。

・郵便の場合、書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとする。

(3) 提出先

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 360 番地 1
早島町企画総務部企画課

(4)提出期限

令和 7 年 10 月 17 日(金)午後 5 時まで

※郵送で提出する場合は、期限内での必着とする。

8. 企画提案書の説明

企画提案参加者は、7.(1)④の提出書類により説明を行うこととする。

(1)説明日

提案書を提出した参加者は、令和 7 年 10 月 23 日(木)に、早島町役場庁舎内の指定された会場で説明を行い、その後引き続き質疑応答を受けること。日時等の詳細は、追って企画提案参加者に通知する。

(2)説明時間

概ね 40 分以内(説明 25 分以内、質疑応答 15 分以内を目安とする)。

(3)説明会場

岡山県都窪郡早島町前潟 360 番地 1 早島町役場本庁舎(予定)

会場の詳細は、追って提案参加者に通知する。

(4)説明者

説明者の人数は、令和 7 年 10 月 21 日(火)午後 5 時までにメールにて知らせること。

送信先:kikaku@town.hayashima.lg.jp

(5)説明に必要な機材

スクリーン、プロジェクタ、HDMIケーブル及び電源は、本町の設備を提供する。その他説明に必要な機材(PC等)は、企画提案参加者が持参すること。

9. 契約候補者の選定及び契約の締結等

(1)契約候補者の選定

①「早島町町制施行 130 周年記念式典及び早島駅周辺地域交流施設竣工式並びに記念イベント企画運営業務評価基準」に基づき、早島町プロポーザル審査委員会設置規程により設置された選定委員会委員で採点し、企画提案書及び説明の内容により得点が最も高かった者を契約候補者に選定する。なお、適切な提案がない(評価点の得点率が 60%に満たない)場合には、候補者を選定しない。

②企画提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。

(2)契約の締結

契約候補者と、提出された企画提案書等を元に協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

10. 不適合事項

(1)企画提案に参加する資格のない者又は上記 5.(5)の期限までに所定の参加申込書を提出しなかった者が提案したとき。

(2)企画提案書が上記 7.(4)の提出期限を超えて提出されたとき。

- (3)企画提案参加者が、上記 8 の説明を行わなかったとき。
- (4)企画提案内容に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5)企画提案参加者が、上記 3 に定める提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6)その他、提案参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

11. その他

- (1)本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2)提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、説明会時における補足説明資料の配布については、この限りでない。
- (3)提出する提案書は、提案参加者ごとに 1 案のみとする。
- (4)企画提案書の作成及び提案(プレゼンテーション)に関する説明に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (5)提出書類は、契約候補者選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6)提出書類は返却しない。
- (7)提出された企画提案書は、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。
- (8)審査経過については公表しない。
- (9)本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12. 担当部署(提出・問合せ先)

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 360 番地 1
早島町企画総務部企画課
TEL:086-482-0612
Mail:kikaku@town.hayashima.lg.jp